

11 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、財務省、農林水産省
-------	--------------------

【提案事項】

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、さらなる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 過度な東京一極集中の是正

東京への人口や諸機能の過度の集中は、地方の過疎化や地域産業の衰退等を招くだけでなく、少子化の要因の一つにもなっており、地方創生の実現に向け、引き続き、東京圏への一極集中の是正を進めていく必要がある。

また、感染症の大規模な拡大や首都直下地震といった事態による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関の地方移転の取組を強化するとともに、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。

(3) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、令和5(2023)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」等とされた。
- 国は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5(2023)年12月策定)において、「地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく必要がある」としており、「デジタルの力を活用して、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図っていく」ことが示されている。

- 新型コロナウイルス感染症の影響で縮小傾向にあった東京圏への転入超過数は、再び拡大している。また、東京から本社機能を地方に移す動きはみられるが限られており、地方への移転はいまだ少ない状況である。
- 農地に関しては、平成 27(2015)年 6 月に成立した第 5 次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点がある。こういった中、地域の特性を活用する企業の立地が進むよう、市街化調整区域に係る開発許可に関して地域未来投資促進法による規制緩和が図られている一方、農地に関しては農用地区域の除外要件の厳格化に向けた動きがある。地方が土地利用を計画しても、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

課題

- 人口減少社会の到来など、地方を取り巻く時代の潮流や変化に的確に対応するため、提案募集方式などによるさらなる義務付け・枠付けの見直しが必要である。また、計画策定等については、ナビゲーション・ガイドの実効性確保など、引き続き制度的な課題として見直しが必要である。
- 過度な東京一極集中の是正は、災害対応や感染症対策という観点からも重要であり、東京と地方が連携して地域経済の好循環を作り出すことが求められている。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。